

先生各位

## 診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成28年12月28日付「保医発1228第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成29年1月1日より下記検査項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることになりましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

### ■ 新たに検査方法が追加された検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
結核菌群核酸検出	410点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「8」結核菌群核酸検出	微生物学的 検査判断料 150点

### ■ 改正された算定留意事項内容

改正後	現行
「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、 <u>LAMP法又は核酸増幅とキャピラリー電気泳動分離による検出を組み合わせた方法による。</u> なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。	「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法による。 なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

※下線部分の「又はLAMP法」を「、LAMP法又は核酸増幅とキャピラリー電気泳動分離による検出を組み合わせた方法」に改正されました。

以上